



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 1
- 町営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請・2件（県民生活課） 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（商工振興課） 3

告 示

沖縄県告示第4号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり名嘉真土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年1月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

氏名	住所
東常雄	恩納村字名嘉真62番地
仲村好榮	恩納村字名嘉真24番地
新城綱徳	恩納村字名嘉真193番地1
奥間政孝	恩納村字名嘉真236番地
仲嶺眞和	恩納村字名嘉真38番地
仲村肇	恩納村字名嘉真68番地1
仲田豊昭	恩納村字名嘉真110番地
漢那清春	恩納村字名嘉真258番地1
東恒雄	恩納村字名嘉真39番地
東恒正	恩納村字名嘉真61番地
仲嶺眞三	恩納村字名嘉真262番地

沖縄県告示第5号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、

与那国町長から協議のあった貢馬第2地区土地改良事業（農業用用排水施設）の施行について、平成23年1月15日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年1月11日から同年2月7日まで
- 3 縦覧に供する場所 与那国町役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第6号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年1月10日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平田大一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者
文化の杜共同企業体
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成24年1月11日から同年3月11日まで
- 4 観覧料の額
企画展「沖縄近代彫刻の礎 玉那覇正吉—彫刻と絵画の軌跡ー」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	800円	640円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年2月19日まで縦覧に供する。

平成24年1月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月20日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ラボ・スクールサポート
3 代表者の氏名 翁長有希
4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市字小禄1831番地1 沖縄産業支援センター4F
5 定款に記載された目的 この法人は、主に県内の小中高校と地域・企業に対して、キャリア教育に関する事業を行い、誰もが教育に貢献する社会を目指す。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があつた。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年2月20日まで縦覧に供する。

平成24年1月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成23年12月21日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人たんぽぽ苑
3 代表者の氏名 東江清勝
4 主たる事務所の所在地 沖縄県沖縄市宮里一丁目26番10号
5 定款に記載された目的 この法人は、在宅で援助が必要な高齢者及び身体障害者に対して、住民参加と助け合いの精神をもとに地域に根ざした訪問サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の向上に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）サンエー宜野湾コンベンションシティ 宜野湾市字宇地泊浜原558番10
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社サンエー 宜野湾市大山七丁目2番10号 代表取締役 上地哲誠
3 法第8条第1項の規定による宜野湾市の意見の概要 意見なし
4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
5 縦覧期間 平成24年1月10日から同年2月10日まで
6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月10日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイレックス糸満店 糸満市字潮平611番7ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ダイレックス株式会社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地 代表取締役 大島秀昭
3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 当該大規模小売店舗は、国道331号に面しており、朝夕の通勤及び通学を始めとして慢性的な交通渋滞の見られるところである。また、当店舗の敷地入口には、牛丼全国チェーン店が開業しており、そこへの車両による来客も時間帯によっては多数ある。そのようなことから、当該店舗への来客、特に特別セールやイベントなど、交通量の増加が予想される場合は、周辺の交通状況を勘案し店舗駐車場への出入りの誘導及び施設内での安全対策に万全を期すとともに、周辺住民や施設にも一層の配慮をお願いする。
4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
5 縦覧期間 平成24年1月10日から同年2月10日まで

6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒 900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	--